

埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

第1章 総則

(総則)

第1条 埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（以下、「本センター」という）は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「本会」という）定款第3条に定める目的を達成するため、同定款第4条に定める事業を行うにあたり必要な事項を埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱として定める。

第2章 研修事業および研修単位付与事業

(研修内容)

第2条 本センターが実施する研修内容は、薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基礎薬学(調剤・製剤、医薬品情報、処方解析、副作用・相互作用、医薬品管理、医薬品開発・治験、薬理学、薬理学以外の基礎薬学)
- (2) 実践薬学(疾病・薬物療法、公衆衛生、漢方薬・生薬、感染制御、栄養療法、医療安全、コミュニケーション技術、セルフメディケーション、フィジカルアセスメント、病棟・外来薬剤業務、チーム医療・多職種連携、地域医療・在宅医療・プライマリケア)
- (3) 倫理・制度(医療倫理・医療関連法規、保険制度、医療行政)
- (4) その他(教育・研究、マネジメント、医療経済、災害対策)

(研修の形式)

第3条 本センターが主催、共催、後援する研修会・講演会・勉強会・学会等（以下、研修会等という）の形式は以下のとおりとする。

- (1) 研修会等の開催方法は、以下のとおりとする。
 - ① 会場集合型研修・・・会場に集合して行う研修会等
 - ② WEB 即時配信型研修・・・インターネットを利用した即時配信型の研修会等
 - ③ ハイブリッド型研修・・・会場集合型研修および WEB 即時配信型研修を併用する研修会等
- (2) 研修会等の研修方法は、以下のとおりとする。
 - ① 座学研修・・・主に講演者が一方的に講演等を行う研修会等
 - ② 実習研修・・・実技演習等を主に研修する研修会等
 - ③ ワークショップ形式もしくはスモールグループディスカッションを主たる研修手法として行う研修会等
- (3) その他の研修会等については、本会の理事会の承認のもとに本センターのセンター長が別に定める。

(研修単位の付与)

第4条 本センターは、公益社団法人 認定薬剤師制度認証機構（以下、CPC という）が認証した研修プロバイダーであり、CPC の認証による研修単位を以下の基準により付与する。

（1）集合研修

前項に定める会場集合型研修・WEB 即時配信型研修・ハイブリッド型研修のいずれにおいても、講演等の時間90分あたり1単位とし、1日あたり最大4単位を上限とする。複数日にわたって行われる研修会等の場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、学会発表を除き研修会等の講師には、担当時間20分以上の場合に別途1単位を付与する。

また、他の学会・薬剤師会等の研修制度に合致した研修会等の場合には、その研修制度の研修単位を付与することもできる。ただし、同一研修会において研修単位の重複取得はできないものとする。

（2）グループ研修

集合研修に該当しない小規模な研修（病院内・病院グループ内・大学内・地域等の研修会等）で本センターが審査にて認めた場合は、2時間で1単位とし、1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修時間の1時間単位での積算を認める。

（3）その他の研修

本センターが別に定める基準により研修単位を付与する。

（研修会参加費）

第5条 本センターが主催する研修会等を行うにあたって、参加者から研修会参加費（以下、研修会費という）を徴収することができる。この研修会費は会場費、講師料、運営費等の研修会運営に充てる。

（1）研修会費は研修センター長が特段に定める場合のほか、以下の金額とし、研修会等の案内ポスター等において周知する。

（2）研修会費は、原則として会員と非会員の区分に分け、以下の金額とする。

（3）会員とは、本会の正会員および特別会員とするが、センター長が特に認めた場合は、研修会等の共催・後援団体等の会員を会員の区分に入れることができる。

（4）薬学実務実習生（薬剤師免許を有する者は除く）が実務実習期間内に実習先の薬剤師と共に研修会等に参加する場合は、その薬学実務実習生の研修会費は、センター長が特に認めた場合を除き、原則として無料とする。

研修の時間	会員の参加費	非会員の参加費
90分以上 180分未満	1,000円	2,000円
180分以上 270分未満	2,000円	4,000円
270分以上 360分未満	3,000円	6,000円
360分以上（ただし、複数日に亘る研修会等は適用しない）	4,000円	8,000円

（5）事前申し込みを必須とする研修会等においては、参加申込者から事前に研修会費を徴収する。この場合において、参加申込者が研修会等の当日に不参加と

なった場合でも、事前に徴収した研修会費は返金しないものとする。ただし、研修会等が主催者の都合により中止となった場合は、参加者に返金できる。

(研修会の実施)

第6条 本センターが主催する研修会等の企画・実施・評価について以下のように定める。

- (1) 企画小委員会は、実施小委員会の各部会と協議し、研修会等を企画する。また、事前評価を実施し、研修会等の質を担保する。
- (2) 実施小委員会は、研修会等の実施に必要な準備および実施・運営を行う。
- (3) 評価小委員会は、研修会等の事後評価を行い、以降の研修会等の企画・運営に役立てる。

(研修単位の請求および付与)

第7条 研修単位は、研修会等の受講者が以下に定める方法により本センターに請求する。本センターは研修会等の受講者から研修単位の発行に必要なすべての手続きが完了した者に対して研修単位を付与する。

- (1) 集合研修は、研修会等終了後、その研修会で指定された成果報告書の提出により研修単位の付与を行う。
- (2) グループ研修は研修会終了後、下記書類を提出して受講者が研修単位を請求する。本センターは請求に基づいて評価委員会で審議の上、研修単位を受講者に付与できる。

ア：受講単位請求書【様式4】

イ：プログラムまたはポスター（写し）

ウ：研修受講シール請求時の研修レポート【様式5】

（1回の研修につき300字以上）

エ：受講を証明するもの

(研修実施団体)

第8条 本章に定める本センターが主催、共催、後援する研修会等のほか、本センターが認証する研修会等の実施団体（以下、研修会実施機関という）が、本章に定める研修内容および研修の形式で実施する研修会等を実施することで本センターの研修単位を発行することができる。

- (1) 薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体等で、本センターの定める書式にて登録申請を行い、認証を受けることで本センターの研修会実施機関となることができる。

ア：集合研修会実施機関登録申請書【様式7】

イ：団体規約（または会則等）

ウ：団体役員名簿（3名以上）

エ：会員名簿

- (2) 本センターは研修会実施機関の登録申請書に基づいて当該団体の研修会実施状況を評価小委員会で審議および評価の上、「集合研修会実施機関登録証」を発行する。なお、「集合研修会実施機関登録証」には原則期限を設けないこととするが、研修実施機関での研修会開催状況や研修内容について、「集合研修会開催計画書」や「集合研修会終了報告書」等で評価を行い、目的にそぐわ

ない場合には登録を取り消すことができる。

(3) 集合研修会開催前の手続きについて以下に定める。

①主催または共催する研修会について開催予定日3週間前までに以下の文書等を提出して申請を行う。

ア：研修会企画提案書

イ：研修会開催計画書

ウ：研修会開催告知文書（ポスター）

エ：研修受講シールの申請料（納入先第17条（3）参照）

②集合研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講シールの申請料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1研修会あたりの金額
50名まで	1,500円
51～100名まで	3,000円
101～300名まで	5,000円
301～1000名まで	10,000円
1001名～	30,000円

③本センターは申請内容を確認の上、「集合研修会開催計画書の受理書」【様式8】と研修受講シールを付与する。

(3) 集合研修会実施機関の研修会終了後の手続きについて以下に定める。

主催または共催する研修会終了後2週間以内に残余の研修受講シールとともに「集合研修会終了報告書」【様式9】を本センターに提出する。

第3章 生涯研修認定薬剤師の認定事業

（生涯研修認定薬剤師の認定）

第9条 本センターは次条以降に定める認定要件を満たした者に対し、本センター評価小委員会において審議の上で、埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター生涯研修認定薬剤師（以下、認定薬剤師という）として認定する。

（認定要件）

第10条 認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次の各号に定める認定要件をすべて満たした場合に行う。

(1) 日本国の薬剤師免許を有すること。

(2) 次条以降に定める必要な研修単位を取得していること。

(3) 第18条に定める認定薬剤師の取り消し事由に該当しないこと。

(4) 認定申請に必要な申請料を支払い、認定申請に必要な書類等を提出すること。

（認定に必要な単位数）

第11条 認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次条に定める研修単位について以下の単位数を取得した場合に行う。

(1) 新規の研修認定には最初の単位取得日より4年以内に、40単位を取得す

ること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。

- (2) 新規研修認定後の更新認定は、3年ごとに更新を受けねばならない。更新認定には、30単位以上を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。

(認定対象となる研修単位の範囲)

第12条 研修単位認定薬剤師の認定に必要な研修単位については、以下のとおり定める。なお、本センターの発行する研修単位のほか、他のCPCが認証する研修プロバイダーが発行する研修単位も対象となるものとする。

- (1) 集合研修において付与された研修単位は、1日4単位を上限として認める。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間以上の場合9単位を上限として認める。また、WEB即時配信型研修およびハイブリッド型研修もこの分類に該当するものとする。
- (2) グループ研修において付与された研修単位は、最初の単位取得日または更新を受けた日より換算して年間5単位を上限として認める。
- (3) 他の研修プロバイダーが発行した研修単位のうち、事前収録した研修会等の内容を後日インターネットを介して配信する研修会等(以下、オンデマンド型研修という)および、各プロバイダーが実施しているインターネットを利用した通信講座による研修(以下、eラーニング研修という)において付与された研修単位は、最初の単位取得日または更新を受けた日より年間5単位を上限として認める。なお、学会等において同一期間に開催された集合研修とそのオンデマンド型研修の単位については、それぞれの単位を上限の範囲で認める。

(4) その他研修

上記以外の研修については、個別に評価小委員会にて審議する。

(研修の記録)

第13条 研修の記録および単位修得の証明は次の通り定める。

(1) 研修の記録

本センターが発行する「埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター 薬剤師研修手帳」(以下「研修手帳」)に「研修受講シール」を貼付することにより記録とする。なお、研修手帳は本センター発足時、本センター入会時および更新認定時に提供する。

(2) 単位修得の証明

研修受講シールを貼付した研修手帳をもって単位修得の証明とする。研修受講シールを発行しないプロバイダーの単位については、そのプロバイダーが発行した単位取得にかかる証明書等を個別に評価小委員会にて審議し、研修単位として認めることができる。

(特別の事由)

第14条 認定期間内において、下記の特別の事由により所定の単位取得ができなかった場合又はできないと見込まれる場合、申請により原則1年を限度として認定期間の延長を認める。

- (1) 特別の事由とは、妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等や

むを得ないものをいう。ただし、特別な事由により研修会に参加できなかったと申請があった期間中に取得した単位は認定の対象外とする。

- (2) 特別の事由で期間を延長したい場合は「認定に係る特別の事由による期間延長について」【様式3】を、出産の場合は母子手帳の1ページ目を、疾病などの場合は診断書等の写しをそれぞれ添付して本センターに申請すること。

(認定申請の手続および認定証等の発行)

第15条 研修認定薬剤師の新規および更新認定の手続を次の通り定める。

- (1) 第10条の要件を満たした場合、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請をすることができる。

ア：研修認定薬剤師新規・更新申請書【様式1】

イ：認定申請時の研修レポート【様式2】

ウ：薬剤師免許証（写し）（新規申請の場合）

エ：前回認定時の認定証（写し）（更新申請の場合）

オ：第13条（1）の研修手帳

カ：第17条の費用を納めたことが分かる書類

- (2) 研修認定薬剤師の新規認定日は原則【様式1】申請書内の「申請日」とする。

- (3) 研修認定薬剤師の認定期間は新規の場合は原則、申請時に提出された研修手帳において研修終了とした日の翌日より3年間とする。

更新の場合は認定期間満了日の翌日から3年間とする。

- (4) 本センターは研修認定薬剤師申請書の内容を「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」で評価審議のうえ、研修認定薬剤師と認定し、「研修認定薬剤師名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。

なお、申請書類の審査にあたり、委員本人が申請者の場合には、他の委員2名が審査を行い、本人は当該審査に関与しないこととする。

- (5) 本センターの審議で「非認定」となった場合、認定申請者にただちに結果を通知する。その後、認定申請者から不服申し立てがあった場合、「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。

- (6) 「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。

- (7) 認定手続き時、「研修認定薬剤師証カード」希望者には下記の書類等の提出にて「研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。

・ 公的機関が発行する顔写真入りの証明書の写し

・ 第17条の費用及び写真（カラー顔写真）

(認定証の再交付)

第16条 研修認定薬剤師証の再交付手続を次のとおり定める。

- (1) 本センターは研修認定薬剤師が「研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失した場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。

- (2) 前項の申請を行うとき、本センターに「研修認定薬剤師証再交付申請書【様式6】」を提出することとし、第17条の手数料を納めるものとする。

(申請費用)

第17条 研修認定薬剤師の申請費用とその納入方法を次のとおり定める。

(1) 「研修認定薬剤師証」のみの申請費用は次のとおりである。

認定手数料	10,000 円
更新手数料	10,000 円
再交付手数料	3,000 円

(2) 「研修認定薬剤師証カード」の申請費用は次のとおりである。

研修認定薬剤師証カード (写真入り、ホルダーつき)	1,400 円
------------------------------	---------

ア：申し込み時、写真（カラー顔写真、縦 4cm×横 3.5cm）を同封すること

イ：「研修認定薬剤師証カード」には写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または、下記の銀行口座への振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 (一社) 埼玉県病院薬剤師会
--

(認定薬剤師の取り消し)

第 18 条 次の各号に該当する者は認定薬剤師の認定を取り消す。ただし、認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。また、当該者より求めがあった時は、本センターはその者の意見を聞く機会を設けることができる。

- (1) 薬剤師の資格を失った者
- (2) 薬事に関し犯罪または不正行為があった者
- (3) 薬剤師法第 8 条の規定による懲戒処分を受けた者
- (4) 不正な手段により、研修単位を取得した者
- (5) 不正な手段により、研修会等の参加費、認定申請料等の納入を免れようとした者
- (6) 本会ならびに本センターの業務に関し、妨害行為を行った者
- (7) その他、薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

第 4 章 本センターおよび小委員会の運営

(小委員会及び会議の開催)

第 19 条 本センターは必要事項を検討するために運営マニュアルで定める小委員会や会議を適宜開催する。

(広報)

第 20 条 本センターは研修会開催情報を本センターホームページおよび広報誌「埼玉病薬」等により広報を行う。

(実施要項の改定)

第 21 条 本実施要綱の改定については本会の理事会の承認を経て施行する。

附 則

本実施要綱は、平成 23 年 6 月 23 日より施行する。

- 一部改正 平成 24 年 6 月 28 日
- 一部改正 平成 25 年 8 月 22 日
- 一部改正 平成 27 年 2 月 26 日
- 一部改正 平成 27 年 10 月 27 日
- 一部改正 平成 28 年 10 月 18 日
- 一部改正 令和 2 年 12 月 15 日
- 一部改正 令和 5 年 3 月 14 日

令和 5 年 3 月 14 日の一部改定に伴う本研修センターの認定薬剤師の認定要件については、令和 5 年 9 月 30 日までに申請された認定薬剤師の認定申請については、改定前の認定要件での認定を認める。

ただし、令和 5 年 4 月 1 日以降に新規に取得した単位については、改定後の要件を適用するものとする。